平成30年度 第14号 平成30年11月5日 山梨県東部家畜保健衛生所

ご存じですか?

ー牛の精液・受精卵は動物検疫の対象物品ですー

先日、動物検疫所の輸出検査を受けずに、海外へ和牛の凍結精液・受精卵が持ち出された事例がありました。この凍結精液・受精卵は、全量廃棄処分となりました。

牛の精液や受精卵は、海外への持ち出し・海外からの持ち込みのいずれも<u>動物検疫の手続きが必要です。</u>

<u>和牛の</u>精液や受精卵は、現在、どの国にも<u>輸</u> 出することが出来ません。

不正持ち出しを疑う事例や照会事例がありましたら、家畜保健衛生所までご連絡下さい。









山梨県東部家畜保健衛生所

電話:055-262-3166 FAX:055-262-3108

夜間・土日・休日の連絡先:090-5535-8005

土日・休日の連絡先:090-5544-7868